

## 平成 25 年度第 3 回北区文化財保護審議会 審議要旨

日時：平成 25 年 12 月 19 日（木）18 時 30 分～20 時 15 分

場所：北区飛鳥山博物館講堂

### 【出席者】

<委員>加藤会長、石川委員、佐野委員、塩澤委員、谷川委員、根崎委員、初田委員

<事務局>田草川教育次長、大石飛鳥山博物館長、秋谷事業係長、牛山学芸員、山口学芸員、  
田中学芸員

### 【次第】

1. 開会
2. 教育委員会挨拶
3. 審議会挨拶
4. 教育委員会諮問
5. 審議
  - (1) 北区指定有形民俗文化財「十条富士塚」の指定解除について（諮問）
6. 報告事項
  - (1) 台帳搭載文化財「山川城官一族墓碑群」の区指定について
  - (2) 「堀船地区田中煉瓦文書」の台帳搭載について
  - (3) その他
7. 閉会

### 【議事要旨】

1. 開会
2. 教育委員会挨拶
3. 審議会挨拶
4. 教育委員会諮問
5. 審議
  - (1) 北区指定有形民俗文化財「十条富士塚」の指定解除について（諮問）

○事務局 一資料説明一

○委員

請願書の内容から、十条富士講の皆さんが富士講を残そうという熱意を感じる。富士塚が安全ではないから、祭礼行事を継続するためにも富士塚の再建が必要ということである。

○事務局

文化財保護条例上の解除要件は北区文化財保護条例第8条にある。区指定文化財としての価値を失った場合、その他特別の理由がある時は解除することができるということになっている。

○委員

その他特別な理由について、審議会で判断できるということによいのか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

倒壊の危険性については、東京都が依頼した設計事務所から出てきた調査結果である。我々がこの調査結果を利用する前提としては、この報告書が真実であること。

擁壁の状態が決して良好ではないということは認識をしているが、マウンド全体の状態が地滑りを起こすような状況になっているのかどうなのか。塚本体の危険性は調査されているのか。

○会長

区としても、第三者的な客観的な立場に立ってこのデータを判断できる人に見てもらわなければならないので、その上で危険かどうかということ判断する必要があるのではないのか。

○次長

危険性について、さらに客観性を高めるために別の機関にお願いをするということは、文化財として指定をしている責任上、問題がないと考える。

○委員

所有者が解除を希望したら全部解除するのというなら、指定文化財制度が成り立たなくなる。所有者の意志も大切ではあるが、客観的条件等が整っていない限り指定解除は困難と考える。

○委員

解除しない選択枝、壊すということではなくて現状変更の範囲、大きな現状変更の範囲で理解する可能性がないのか。

○会長

危険性と客観性を担保するということと、もし危険だとした場合にある程度の補修で危険性を排除できるのかどうか。その補修修理は大幅な現状変更を伴う形になるのか。そうでないところは、危険性がどの程度なのかを客観的に見ることができるのか。事務局には可能な範囲で調べてもらいたい。

○次長

客観的に正確性が担保できる別の専門家に依頼をする。諮問の問題は非常に大きな問題で、最終的にイエスかノーではない答えもあると想定をしている。解除できないという答えになったとしても一定程度の議論の後の判断であるならば、それについては教育委員会としても少し考えさせていただきたい。

→次回へ継続審議

## 6. 報告事項

- (1) 台帳搭載文化財「山川城官一族墓碑群」の区指定について
- (2) 「堀船地区田中煉瓦文書」の台帳搭載について
- (3) その他

## 7. 閉会